



第 5

1. 報 告

- (1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について
- (2) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議 事

- (1) 議案第24号  
農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- (2) 議案第25号  
農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第26号  
農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第27号  
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について
- (5) 議案第28号  
現況非農地証明願いに対する可否決定について
- (6) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

局 長 浅 利 喜 一 郎 係 長 檜 尾 健

7. 書 記

係 長 檜 尾 健

8. 議事録署名員

6 番 佐 藤 和 7 番 千 葉 惣 永

9. 会議の概要

- 議 長 ただ今から平成29年第8回仙北市農業委員会総会を開会いたします。
- 議 長 それでは、本日の総会への出席委員は26名。欠席委員は1名です。よって、本総会は定足数に達しております。
- 議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。  
『異議なし』の声
- 議 長 それでは議事録署名員に6番佐藤委員、7番千葉委員兩名を指名します。会議書記には檜尾係長を指名します。
- 議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。  
『異議なし』の声
- 議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。
- 浅利局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時7分)
- 議 長 ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。
- 浅利局長 報告1。農地法第3条の3第1項の規定(相続等)による届出についてです。6月9日から7月6日までに2名の方々から相続したと届け出があり受理し通知した旨を報告致します。

檜尾係長 続きますして、報告2、農地の転用事実に関する照会が法務局より1件ありましたので報告致します。内容については、田沢湖〇〇地区内の登記地目が畑の地番について、宅地への地目変更となります。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第24号農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

檜尾係長 議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について内容説明します。整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、〇〇㎡、3条無償移転の案件です。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は畑となります。申請事由については譲渡人が耕作不便であり、譲受人へ無償にて贈与を行うとのことです。

次に整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条無償移転の案件です。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は後継者の〇〇さんです。利用目的は田となります。申請事由については後継者への生前贈与となります。

次に整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件です。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は、以前の耕作者からの変更となります。賃借料は10㎡当たり〇〇円の年額〇〇円。期間は〇〇年となります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番につきましては、私から現地確認報告を致します。

議長 《整理番号1番について、現地確認報告》

議長 整理番号2番につきましては、8番青柳委員から現地確認報告をお願いします。

8番青柳 《整理番号2番について、現地確認報告》

議長 整理番号3番につきましては、14番辻委員から現地確認報告をお願いします。

14番辻 《整理番号3番について、現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第24号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定します。 (9時18分)

議長 次に議案第25号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明を求めます。

檜尾係長 議案第25号整理番号1番、農地法第4条第1項の規定による許可申請について内容の説明をします。農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、所有者は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は車庫、転用理由につきましては、現在使用している車庫が老朽化してきており、冬期間の除雪が困難であることから、申請地を造成し、車庫の新築を行うとのことです。なお、備考欄に記載しておりますが、仙北農業振興地域整備計画書からの除外については手続き中になっており、そちらの決定公告が終了と同時に当申請についても許可することがで

きることとなります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を1番高橋委員からお願いします。

1番高橋 <<整理番号1番について現地確認報告>>

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第25号農地法第4条第1項の規定による許可申請については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第25号農地法第4条第1項の規定による許可申請については許可相当とすることに決定します。(9時22分)

議長 次に議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

榎尾係長 議案第26号整理番号1番、農地法第5条第1項の規定による許可申請について内容の説明をします。農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。所有権の移転となります。転用目的は一般個人住宅、転用理由につきましては、事業主である譲受人は現在市内のアパートに母親、申請者夫婦と子供の4人で居住しておりますが、今後の生活を考慮した結果、申請地に住居の建築を行うとのことです。備考欄に記載しているとおり仙北農業振興地域整備計画書からの除外については、手続き中となります。

次に整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は整理番号1番と同様の〇〇さん、譲

受人は角館町〇〇地区の〇〇です。所有権の移転となります。転用目的は建売住宅、転用理由につきましては、小学校や市役所など住環境に優れた申請地を住宅用地として需要に応じるため、2棟の建売住宅の新築を行うとのことです。こちらも仙北農業振興地域整備計画書からの除外について、手続き中となっております。

次に整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さん、〇〇さんです。土地所有持分については、〇〇さんが持分3分の2、〇〇さんが持分3分の1となります。こちらも所有権移転となります。転用目的は一般個人住宅、転用理由につきましては、現在申請者夫妻は実家に居住しているが、両親、申請者夫妻、子供3人の7人で居住しているが手狭であり、今後両親の介護などを考慮して実家に近い申請地に新居の建築を行うとのことです。

次に整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。こちらも所有権移転となります。転用目的は駐車場及び堆雪場、転用理由につきましては、現在大型トラック置場として利用している敷地に、事業主の姉が住宅を建築することから、隣接地に新たに駐車場と堆雪場として造成を行うとのことです。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。整理番号1番・2番について、現地確認報告を2番藤村委員からお願いします。

2番藤村 <<整理番号1番・2番について現地確認報告>>

議長 次に整理番号3番について、現地確認報告を26番鈴木委員からお願い

します。

26番鈴木 《整理番号3番について現地確認報告》

議長 次に整理番号4番については、現地確認報告を20番山手委員からお願いいたします。

20番山手 《整理番号4番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第26号農地法第5条第1項の規定による許可申請については許可相当とすることに決定します。(9時31分)

議長 次に議案第27号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてを上程します。説明をお願いします。

樫尾係長 それでは議案第21号整理番号1番について説明を致します。農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆の合計〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借権移転の案件です。利用権の移転をする者は西木町〇〇地区の〇〇さん、利用権の移転を受ける者は息子の〇〇さんです。利用目的は田・畑、期間は〇〇年、10アール当たり〇〇円と〇〇円の年額〇〇円です。また畑〇〇筆については使用貸借となります。

次に整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿牧場、現況畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡のうち〇〇㎡、新規賃貸借の案件です。賃貸人は秋田県知事佐竹敬久、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇です。利用目的は放牧、

期間は〇〇年〇〇ヶ月、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件です。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件です。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号5番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件です。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は整理番号4番と同じく〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号6番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規賃貸借の案件です、賃貸人は角館町〇〇地区の相続人代表〇〇さん、賃借人は同じく山谷川崎地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

整理番号7番から11番までは再設定の案件になります。内容の説明を省略させていただきますが、期間が〇〇年が〇〇件、〇〇年〇〇ヶ月が〇〇件、賃貸借料については、最高額が〇〇円、最低額が〇〇円となっております。

また整理番号12番につきましては、農地中間管理事業による賃貸借となっております。こちらについては、農用地利用調整会議にて問題がないと判断されております。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

16番倉橋 整理番号2番について、養豚を備考欄に記載しておりますが、その内容など解る範囲で詳細をお願いします。

檜尾係長 ○○につきましましては、本年4月に認定農業者となっており、養豚の放牧・加工・販売までを手掛ける予定で、社長である○○さんと○○さんが中心になり、活動しております。農地の所在地である牧場については、記載のとおり県有地のぶな森であります。以前は○○さんが県有地を借り受けて大根栽培を行っていましたが、養豚の事業を行うということで貸借の解約をしており、その農地について○○さんと県の契約ということです。貸借面積の約○○haについて、○○haづつ養豚のための柵で囲いをして使用していくとのことであり、○○年から○○年のサイクルを考えているとのことです。なお、期間につきましましては○○年○○ヶ月となっておりますが、県との契約については、契約最終月日について3月31日が終了日となり、逆算により○○年○○ヶ月の契約となっております。10戸当たりの賃借料については、県の規定により単価が設定されており、この賃借料となっております。養豚数についてですが、今年は○○頭を目指していき、5年後には○○頭くらいにしたいと考えているそうです。

議長 他に質問等ございませんか。冬は積雪で大変な状態になるが、豚は平地に下ろしてくるのか。

7番千葉 冬期間前に出荷してしまうので、おそらく問題はないと思われます。

議長 他に質問等ございませんか。

議長 暫時休憩とします。(9時44分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(10時1分)

議長 他に質問等ございませんか。

23番大石 整理番号1番について、内容の詳細を再度説明をお願いします。

檜尾係長 整理番号1番について、内容の詳細を説明致します。利用権を移転する者の○○さんですが、現在まで認定農業者としてトマトの栽培など農業を行っていましたが、先日就職を成されたとのことで、専業で農業を続けることができなくなりました。そのうえで父親である○○さんが今まで○○さんが借り受けていた農地を利用権の移転を受ける者として、○○さんへ農業経営を戻すということになりました。また4月に○○さんが認定農業者へ再認定を受けており、今回期間や賃貸借料などをそのままにして、借受人のみの変更を行うとのことでした。

議長 他に質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第27号については、適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第27号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については、異議無しと認め、適正と判断することとします。(10時7分)

議長 次に議案第28号現況非農地証明願いに対する可否決定についてを上程します。説明をお願いします。

檜尾係長 議案第28号現況非農地証明願いに対する可否決定について説明致します。整理番号1番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿は畑、現況地目は山林、農用地区域内農地となっております。面積につきましましては○

〇㎡、所有者は西木町〇〇地区にお住まいの〇〇さんです。非農地の事由としまして、昭和年月日不詳から山林化しており、地目変更の申請を行いたいとのこと。

次に整理番号２番です。農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿は田、現況地目は原野、〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有者は西木町〇〇地区にお住まいの〇〇さんです。非農地の事由としまして、昭和年月日不詳から水害により原野状態になっており、地目変更の申請を行いたいとのこと。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。それでは現地確認報告をお願いします。整理番号１番については、９番齋藤委員よりお願いします。

９番齋藤委員 《整理番号１番について現地確認報告》

議長 次に整理番号２番については、１２番門脇委員よりお願いします。

１２番門脇委員 《整理番号２番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無しの声』あり

議長 議案第２８号現況非農地証明願いに対する可否については、非農地として認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 議案第２８号現況非農地証明願いに対する可否の決定については、非農地として決定致します。（１０時１３分）

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。議会からの報告はありますか。

５番平岡委員 《議会における新庁舎建築についての経緯 他》

議長 共済からの報告はありますか。

１０番佐藤委員 特にありません。

議長 土地改良区からの報告はありますか。

１６番大石委員 特にありません。

議長 農協からの報告はありますか。

１８番草薨委員 《第１２回通常総代会内容の報告 他》

議長 次に、協議・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

浅利局長 協議事項はありませんので、次の連絡事項になります。

《今後の日程》

７月１９日（水）農業委員並びに推進委員応募締め切り日

７月２５日（日）農業委員候補者選考委員会（９時～）

８月４日（金）第９回農業委員会総会（西木総合開発センター「集会室」

９時～）農地パトロール（利用状況調査）推進会議（１０時～）

農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（１１時～）

８月１８日（金）市議会定例会（１０時～）

９月５日（火）第１０回農業委員会総会（９時～）

議長 協議事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

（閉会）

議長 以上をもちまして平成２９年第８回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。（１０時３３分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成 2 9 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 員 6 番 \_\_\_\_\_

署 名 員 7 番 \_\_\_\_\_